

広島北税務署からのお知らせ

令和7年7月 定期人事異動

役 職	新		旧	
	氏 名	前任先	氏 名	異動先
署 長	やまさき やすひこ 山崎 保彦	広島国税不服審判所 管理課長	味本 武彦	広島国税局総務部 税理士事務専門官
筆頭副署長	しんけ せいじ 新家 誠司	大阪国税局 東税務署 総務課長	岡田 憲利	広島東税務署 筆頭副署長
副署長	たなべ かずゆき 田辺 和幸	広島国税局総務部 総務課課長補佐	藤原 裕祐	国税庁大阪派遣 監督評価官
総務課長	いけだ りょうこ 池田 涼子	岩国税務署 総務課長	大谷 貴志	福山税務署 筆頭特別国税調査官 (所得税等)
法人課税第一部門 統括国税調査官	えんどう みのる 遠藤 実	呉税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官	吉村 昭信	広島西税務署 審理専門官 (法人課税)
総務課長 補佐	ふくだ ゆみ 福田 友美	広島国税不服審判所 国税審査官	岩佐 宏平	広島東税務署 特別国税調査官 (開発調査) 付 連絡調整官
総務係長	いのうえ みなこ 井上 実那子	広島北税務署 個人課税第一部門 上席国税調査官	加來 章吾	広島北税務署 特別国税調査官 (法人税等) 付 調査官

扶養控除等申告書の提出について(令和8年分)

勤務先へ提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等申告書」に記載すべき事項が、前年にその勤務先へ提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この、前年から異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

簡易な申告書を提出する場合は、次のチェックリストをご確認ください。

※ 次の事項に1つでも該当する場合は、簡易な申告書を提出することができませんのでご注意ください。

- ☐ あなたや源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族^(注)などの住所又は居所が異動した
- ☐ あなたや源泉控除対象親族などの氏名に変更があった
- ☐ あなたや源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族などのマイナンバー(個人番号)に変更があった
- ☐ 源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族、16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます。)に新たに該当することとなる(又は該当しなくなる)人がいる
- ☐ あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当することとなる(又は該当しなくなる)
- ☐ あなたや同一生計配偶者、扶養親族が(特別)障害者に該当することとなる(又は該当しなくなる)
- ☐ 源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円超となる
- ☐ 控除対象扶養親族や年少扶養親族の所得の見積額が58万円超となる
- ☐ 特定親族の所得の見積額が58万円以下となり、特定扶養親族に該当することとなる
- ☐ 源泉控除対象親族の年齢の変動により控除の区分が変わる
例) 控除対象扶養親族が特定扶養親族や老人扶養親族に該当することとなる場合、特定扶養親族が23歳になったことにより控除対象扶養親族には該当するものの特定扶養親族に該当しなくなる場合
- ☐ 扶養控除の対象となる国外居住親族について、扶養控除の適用要件の区分が変わる
例) その国外居住親族の年齢が30歳に達することにより扶養控除の適用要件の区分が「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合、扶養控除の適用要件の区分が「留学」に該当していた国外居住親族について、留学の事実がなくなったことにより「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合
- ☐ 年少扶養親族が16歳になり控除対象扶養親族(源泉控除対象親族)に該当することとなる

(注)「源泉控除対象親族」とは、次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

① 控除対象扶養親族

② あなたと生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)のうち年齢19歳以上23歳未満で所得の見積額が58万円超100万円以下の人(このリーフレットにおいて「特定親族」といいます。)



上記のいずれにも
該当しない場合

簡易な申告書を提出できます。

※ 令和7年8月末頃に申告書の記載例を公開予定です。
記載例の公開と併せて、二次元コードをご案内いたします。



上記の事項に1つでも
該当する場合

簡易な申告書は提出できません。

※ 記載すべき事項を全て記載した申告書の提出が必要となります。

※ 令和7年8月末頃に申告書の記載例を公開予定です。
記載例の公開と併せて、二次元コードをご案内いたします。

※ 勤労学生控除や国外居住親族について扶養控除等を受ける場合は、扶養控除等申告書の提出とは別に、証明書類を勤務先に提出又は提示する必要があります。

※ 具体的な手続については、勤務先からの案内に基づいて行ってください。【簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ】

◎ 簡易な申告書が提出できる場合など、簡易な申告書の詳細については「[簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ](#)」をご覧ください。



毎月 10 日は

税務署・金融機関において
国税を納付される方へ

キ ャ ッ シ ュ レ ス



推 進 強 化 デー

※ 10 日が休日の
場合は翌開庁日

窓口で納付される際に、
あなたに合ったキャッシュレス
納付をご案内します！
e-Tax の操作体験をしていた
だき、まずはダイレクト納付の
届出書の提出をご案内します。



キャッシュレスなら

待ち時間
不要！

外出
不要！

納付書
不要！

紙保存
不要！

広島国税局・広島北税務署

西部県税事務所からのお知らせ

令和8年4月から「宿泊税」制度が開始されます！

広島県では、観光振興施策の推進のため、令和8年4月1日から宿泊税の課税を開始します。

(税率：素泊まり料金で1人1泊6千円以上の宿泊について一律200円。)

宿泊施設の経営者の方は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録及び申告納入が必要となります。皆様の御理解と御協力をお願いします。

○宿泊税問い合わせ先 ⇒ 広島県総務局税務課指導第二グループ Tel: 082-513-2331



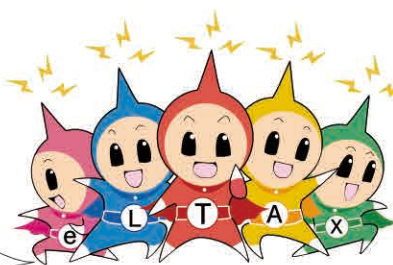
広島県ホームページ(宿泊税)

地方税も電子申告・納付！

eLTAX(エルタックス)では、インターネットを利用して地方税の申告、納付手続きが行えます。(eLTAXは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。)

オフィスや自宅から申告、納付が簡単に

複数の地方公共団体の申告、納付がまとめて一度に(注1)



エルレンジャー

eLTAX用ソフト「PCdesk」で申告書を簡易作成

市販の税務・会計ソフトのデータも利用可能(注2)

(注1) eLTAXに参加している団体に限りです。

(注2) eLTAX対応のソフトに限りです。

eLTAXで利用可能な手続き

税 目	手 続 き	
・法人県民税・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税)	・中間申告 ・確定申告 ・修正申告	・法人設立・設置届又は異動届 ・申告書の提出期限の延長に係る届出書 及び申請書・更正請求書
・県たばこ税		・申告 ・修正申告
・利子割・配当割・株式等譲渡所得割 ・ゴルフ場利用税・軽油引取税		・納入申告

※令和6年10月28日から軽油引取税の電子申告も可能です。

eLTAXで電子納付(共通納税)が可能です。

- 自宅やオフィスから、全ての地方公共団体へ一括して電子的に納付できます。
- 電子申告を行った申告情報を共通納税システムに引き継いで納付できます。
- ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した納付ができます。

★詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク ⇒ Tel:0570-081459 (つながらない場合は 03-5521-0019)

広島県西部県税事務所法人課税課(Tel:082-207-3145(ダイヤルイン))

広島県ホームページ(県税のページ) (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei>)

広島市役所からのお知らせ

法人市民税について

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人に課されるもので、資本金等の額と従業者数に応じて事業所等が所在する区ごとに課される均等割と、国税である法人税の税額に応じて課される法人税割とがあります。

なお、法人税割の税率については、事業年度の開始日により、次のとおりとなります。

	事業年度の開始日	
	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの事業年度分	令和元年10月1日以後の事業年度分
中小法人※	9.7%	6.0%
上記以外の法人	12.1%	8.4%

※ 中小法人とは、資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額（分割前）又は個別帰属法人税額（分割前）が年240万円以下の法人のことを指します。

事業所税について

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるため、市内に所在する事業所等が行う事業に対して課されるもので、事業所床面積に応じて課される資産割と、従業者給与総額に応じて課される従業者割があります。

市内合計の事業所床面積が800㎡又は従業者数が80人を超える法人又は個人の方は申告が必要です。

また、新たに事業所用家屋を貸し付ける方は、事業所用家屋の貸付申告書を提出する必要があります。

※ 詳しくは、広島市のホームページをご覧ください。

市HP ページ番号 1019083 →事業所税の課税のしくみ



個人市民税・県民税・森林環境税について

給与支払報告書の電子データによる提出義務の要件変更について

源泉徴収票をe-Tax（国税電子申告・納税システム）等により税務署に提出することが義務付けられている給与支払者は、広島市に提出する給与支払報告書についても、eLTAX（地方税ポータルシステム）等による提出が義務付けられています。現在、基準年（前々年）に税務署に提出する「源泉徴収票」が100枚以上である給与支払者は、e-Tax等により提出することが義務付けられていますが、令和9年1月1日以後は30枚以上に変更されます。例えば、令和7年に税務署に提出する「源泉徴収票」の枚数が30枚であった場合は、令和9年1月に広島市に提出する「給与支払報告書」は、eLTAX等により提出する必要があります。

特別徴収税額通知の受取方法について

給与支払報告書をeLTAXで提出する際は、特別徴収税額通知（以下「税額通知」という。）の受取方法を、「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」ごとに「電子データ」か「書面」の選択を行うことになります。

なお、「電子データ」を選択した場合は、電子的に税額通知のデータを管理及び従業員個人ごとに配信するための体制が必要です。また、一度選択された受取方法にて税額通知を受け取られた場合は、その税額通知をもう一つの受取方法で再発行することはできません。給与支払報告書提出の際の税額通知の受取方法選択について、お間違えないようご注意ください。

電子申告・電子納付をご利用ください

法人市民税の申告書や給与支払報告書等の提出は、eLTAXを利用したインターネットによる電子申告をご利用ください。また、eLTAXからは電子納付により納税することもできます。

※ 詳しい内容や手続等は、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



（問合せ先） 広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係 TEL082-504-2093（法人市民税・事業所税に関すること）
特別徴収係 TEL082-504-2089（個人市民税・県民税に関すること）

（申告書等の提出先） 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係、特別徴収係（本庁舎8階）
※各市税事務所・税務室でも受付します。

新入会員紹介

公益社団法人

広島北法人会にようこそ

【法人会員】

令和7年1月～令和7年7月

支部名	法人名	所在地	業種
安芸太田支部	(株)ファイアーハントデザインワークス	山県郡安芸太田町加計3440-1	デザイン業
	(有)野田久 野田久加計店	山県郡安芸太田町加計3269-1	衣料品販売等
安佐支部	(株)アサヒ技建	安佐北区安佐町後山1619	建設業
可部支部	(株)輝工業	安佐北区亀山4-2-4	左官など
	(株)全商	安佐南区緑井3-20-1-102	警備業
	(株)宝来笑事	安佐南区上安2-29-304	宅地建物取引業
	(有)清水設備工業	安佐北区狩留家町1118-1	管工事業
	広島県信用組合 可部虹山支店	安佐北区亀山南5-7-9	金融業
	(有)TOMCAT	安佐南区古市2-23-27	ファイナンシャルプランニング
祇園支部	(株)seeks	安佐南区祇園1-14-5-501	建設業
北広島町支部	(有)安藝通商	山県郡北広島町中原259-1	リサイクル業
	(株)小土井興業	山県郡北広島町有田480-4	建設業
高陽支部	(株)香月堂	安佐北区小河原町1520-1	和洋菓子販売
	リメンテ(有)	東区福田2-2544-12	建設業
	(株)ピース	安佐北区倉掛2-34-12	建設業
	(株)NK興産	東区福田7-34-9	建設業
	(株)小笠原鉄筋	安佐北区真亀5-17-24	建設業
佐東支部	(株)アイセス	安佐南区緑井8-7-15-3	建設業
	アトミック工業(株)	安佐南区緑井1-28-45	非破壊検査
	(株)トミエル	安佐南区川内2-35-25	建設業
安古市支部	(株)Ace-1	安佐南区古市2-35-11-1F	測量・調査・設計等

【個人会員】

支部名	会員名	所在地	業種
可部支部	リラクゼーションサロン輝kirari	安佐南区川内6-43-10-2F	リラクゼーションサロン
	宮本 浩生	安佐南区緑井	電気工事
	猫本 良雄	安佐南区古市	不動産賃貸業
	きらく鍼灸院 代表 渡邊 政宏	安佐北区亀山南4-7-14	医療業
祇園支部	杉本工務店	中区江波西	建設業
沼田支部	津守 啓史	佐伯区利松	建設業
安古市支部	誠和工業	安佐南区川内	建設業

今後の活動予定

令和7年9～12月

広島北法人会

日付	内容
10/6(月)	講演会【女性部会】(ひとりしゃぶしゃぶ舞) 講師:フィジオセラピスト 増田拓氏
10/8(水)	第36回会員親睦ゴルフ大会【親会】(安佐ゴルフクラブ)
10/11(土)	視察研修旅行【可部支部】
10/21(火)	視察研修旅行【佐東支部】
10/30(木)	広島北税務署長講演会・理事会(アンデルセン)【親会】
10～11月	企業視察研修【祇園支部】
10～11月	税務研修会【安佐支部】
11/3(月祝)	高陽白木こどもフェスタ 税金クイズ(フジグラン高陽)【高陽支部】
11/15(土)	書道パフォーマンス・こども税金クイズ(イオンモール広島祇園)【親会・青年部会】
11/15(土)	わくわく長束とうべえ祭り参画【祇園支部】
11/24(月 振替休日)	絵はがきコンクール表彰式(イオンモール広島祇園)【女性部会】
11月中旬～12月上旬	年末調整説明会 ※日程が決まり次第ホームページに掲載予定

全法連・県連等

日付	内容
9/24(水)	第2回税制委員会【県法連】(ホテルグランヴィア広島)
10/16(木)	全国大会(高知大会)【全法連】(高知県民文化ホール)
10/24(金)	広島国税局長講演会【近隣6法人会】(リーガロイヤルホテル広島)
11/20(木)	全国青年の集い(山梨大会)【全法連】(YCC県民文化ホール)

● 会報/ひろしま北 第109号

● 発行/令和7年9月

● 発行所/公益社団法人 広島北法人会

● 事務局/広島市安佐北区可部四丁目6番3号 マニクールヌマタ202号

● 電話/082-815-4319

● FAX/082-815-2937

公益社団法人広島北法人会

● <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hiroshimakita/>

● E-mail:h-kitaho@giga.ocn.ne.jp

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、

保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...

保障はそのまま！

集団扱

集団扱への
変更は
早い方がお得！

個別扱

月払

4,780円

変更すると...
集団扱へ

月払

4,480円

月々300円割安！

年間では3,600円もお得！

2024年1月現在

- 1 簡単な手続きで変更ができます。**
- 2 担当代理店の変更はありません。**
- 3 保障内容の変更はありません。**

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン
総合型V

Premium

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

+ 一時金型
Mタイプ

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

広島支社/

広島県広島市中区紙屋町1-2-27(大同生命広島ビル)

TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/

広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル7F)

TEL 082-535-6010

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。